

2 被採用者が入職日以後、次に記載する期間内に退職した場合、乙は第2条に基づき支払われた報酬の全部または一部を、以下のとおり甲に返還するものとする。但し、①甲の都合による解雇、甲の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と認められる事由に基づく場合、②被採用者の契約期間が6カ月以内の雇用契約の場合はこの限りではない。なお、本項に基づく報酬の返還は、被採用者の退職日から1カ月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む。）を甲及び乙が確認できた場合に限るものとする。←

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| （1）被採用者が入職日以後1カ月未満に退職した場合 | 報酬額の100%← |
| （2）被採用者が入職日以後1カ月以上3カ月未満に退職した場合 | 報酬額の50%← |
| （3）被採用者が入職日以後3カ月以上6カ月未満に退職した場合 | 報酬額の20%← |